

泌尿器・生殖器部会（第3回）の論点

第I 障害の区分

現行の認定基準は、障害の部位と機能に着目している。

従来の案は、部位のみに着目し、下部尿路の障害と上部尿路の障害に区分することを予定していた。

しかしながら、上部尿路のうち、尿管は導管としての機能を有していることから、

泌尿器の障害については、じん臓の障害と尿管、膀胱又は尿道の障害（排尿又は蓄尿の障害）の2つに区分することは適当か。

第II 尿路変更術

1 禁制型尿リザボア

前回以下のような点に着目することが適当との結論をいただいた。

禁制型尿リザボアは、収尿器を設ける必要はないが、体表にストマを設けることに着目し、収尿器の装着が必要な場合と同様に扱うことは適当か。

- ① 尿禁制か非尿禁制か否か。
- ② 収尿器の装着が必要か否か。
- ③ 収尿器の装着が必要であるにもかかわらず、収尿器を装着することが不能か否か。

2 外尿道口形成術

外尿道口形成術の場合、尿禁制は保たれないとともに、膀胱や大部分の尿道の機能は温存されており、具体的な支障としては、立位では排尿が困難になる障害が生じることがあるにとどまる。

しかしながら、尿路変更術に当たること、行動に一定の制約が生じることは明らかであるから、下部尿路再建術（人工膀胱）と同様に扱うことが適当か。

あるいは、下部尿路再建術（人工膀胱）よりも障害の程度が低いとして、第11級に該当するとすることが適当か。

なお、当該障害については、外性器の全部又は一部の亡失によって生じるものであるから、外性器の亡失の障害と尿路変更の障害とを2重に評価することは適当ではなく、いずれか上位の等級で認定すべきであるか。

3 尿道カテーテル留置

尿道カテーテル留置の場合、尿禁制は保たれており、症状としては感染による慢性的膀胱炎による症状（排尿痛、頻尿等）が生じるにとどまる。

しかしながら、尿路変更術に当たり、一定の症状を有することは明らかであるから、下部尿路再建術（人工膀胱）と同様に扱うことが適當か。

あるいは、障害の程度は低いものとして第11級に該当するとすることが適當か。

第三 排尿又は蓄尿の機能障害

1 排尿又は蓄尿の機能障害の原因

現行は、膀胱にのみ着目しているが、今後は基本的に膀胱及び尿道に着目することが適當か。

また、女性労働者の場合、尿道の過可動性に着目することが適當か。

2 排尿の機能障害

ア 残尿に着目することは適當か。

イ 残尿はいつ測定するのか。全く排尿できない場合はどう考えるか。

ウ 高度又は中等度の排尿障害にあると判断する要件として残尿の量はどの程度以上であることを要するか。

参考：排尿障害臨床試験ガイドライン 高度 残尿 100ml 以上

高齢者尿失禁ガイドライン 高度 残尿 150 ml 以上

エ 尿流動態検査は必須か。

オ 排尿障害の存在を最大尿流率により判断することは適當か。努力依存性が高くないか。

カ 2段階で評価するとすることは適當か。

従来「膀胱の機能廃絶」は3級相当としてきたが、尿閉の場合の深刻な問題は、感染症であり、治療の問題と考えてよいか。

キ 原因として神経因性に限ることは適當か。

ク せき臍損傷等神経因性の排尿障害の原因が明らかであるという要件は適當か。

3 蓄尿の機能障害

- ア 機能障害の原因として記載しているものは適切か。
- イ 反射性尿失禁については、膀胱内圧測定で不随意収縮を認める運動性切迫性尿失禁と膀胱内圧測定で異常を認めない知覚性切迫性尿失禁に分類されていたが、運動性切迫性尿失禁と考えられた症例において膀胱内圧測定で不随意収縮を確認できないことがあるため、国際禁制学会ではこうした分類を推奨していない。こうしたことを踏まえると、「膀胱内圧測定により無抑制収縮の存在が医学的に確認できること」という要件は不適切か。
あるいは、業務上の原因により生じた尿失禁を障害として評価するという考え方からすれば、この要件は必要であると考えるべきか。
- ウ 全尿失禁は、非尿禁制型尿路変更術に準じて評価することは適切か。
- エ 全尿失禁以外の尿失禁は、3段階で評価することは適切か。
- オ その場合の基準としては、パッドの要否及び交換の要否に着目することは適切か。

4 頻尿

- ア 膀胱容量の器質的減少のほかに、神経因性の原因を認めることは適切か。
- イ 婦縮膀胱については、膀胱拡大術が行われるようになっていることから、頻尿の持続的な原因と考えることは不適切か。
あるいは、膀胱の容量が減少したまま治ゆとなることは依然として多いと考えるべきか。
- ウ 膀胱容量の器質的減少の要件は、一定以上という要件を課すべきか。
- エ 頻尿であるという回数として、1日10回以上ということは適切か。

5 排尿痛

- ア 「膀胱けいれんによる持続性の排尿痛」が生じている場合については、治療の対象であると理解してよいか。
- イ 尿道に持続的にカテーテルを留置している場合にも、疼痛を生じるが、これは慢性膀胱炎による症状に含まれることから、排尿痛を独自に評価する必要性に乏しいとしてよいか。